

仙台市内中心部の商業地は、近年の自動車交通に依存した都市の拡大や郊外部への大型商業施設の進出などの影響を受け、実際にまちなかを歩く人の数が少なくなっており、商業地区としての吸引力の低下が懸念されている。そのような中で、賑わいや市民交流活動の中心であり続けられる独自のまちづくりに向けた検討を地域と協働で行っており、平成16年6月に都市計画決定された一番町3丁目地区の地区計画によって実現を図っている。



まちづくり協議会主体の地区計画

まちづくり協議会は、都心商業地に相応しい賑わい、活気の創出や街並みの形成を目標にルールづくりを主体的に行った。今後、更に内容の拡充を図る必要がある。

- ルール①：建物の1階を住宅や事務所、倉庫等の用途を規制し、店舗等の集客施設を誘導する。
- ルール②：建物の高さをアーケード（12.5m）以上とする。

『まちなみイメージチェックシート』

地区計画ではコントロールが難しい景観や色彩の調和について、まちづくり協議会が『まちなみイメージチェックシート』を独自に作成し、建物の広告物や美観、清潔感、材質、色合いなどについて所有者に自己評価をお願いし、合格点に満たない場合には協議会が施主側に工夫するよう協力を求めるデザインコントロールの取り組みがスタートした。